

## ダイビング器材お預かり契約書

本契約は、株式会社アークダイブ（以下「当社」といいます。）の「ダイビング器材お預かりサービス」（以下「器材預かり」といいます。）に関するルールを定めるものです。

お客様が本契約に同意されない場合、器材預かりをご利用いただくことが出来ませんので、予めご了承ください。

### 1. お預かり入れできないもの

- (1) ダイビング器材以外のもの
- (2) カメラ、ハウジング、ストロボなど、撮影機器に関するもの
- (3) 電池
- (4) キャリーケース
- (5) メッシュバックなしでのお預かり
- (6) 名前の記載がない器材
- (7) その他、当社が保管に適さないと判断したもの

### 2. ご利用料金

ダイビング器材1セット：6,000円／年（税別）

途中契約の場合は、12月までの月数×500円（税別）にてご契約いただけます。

1ケースに収まらない場合は、追加料金6,000円／年（税別）にて対応可

### 3. ご利用料金のお支払

1月中にご請求。2月末日までにお振込みお願いいたします。

誠に勝手ながら、振込手数料はお客様ご負担にてお願い致します。

2月末日までにお支払いが確認できない場合、ご連絡の後、お預かり器材すべてを送料着払いにて返送させていただきます。

### 4. 預入器材の確認

お客様自身にてご記入いただきました、器材預かりチェックリスト（別紙参照）に基づきお預かりさせていただきます。器材は乾燥させてから梱包いたしますが、乾燥中に落下する可能性がございます。器材が落下しないようご注意ください。

## 5. 当社の責任

当社の保管中に当社の過失により生じた預入品の滅失・毀損等については、30,000 円を上限として補償いたします。ただし、名前の記載がないことにより、個人の特定ができなくなった預入品に関しては、補償の対象から除外致します。なお、預入の際に自然につく汚れや傷等の預入品の本来機能を損なわない程度の損傷については、補償の対象から除外致します。

## 6. 免責

次の各号の場合は、預入品に滅失または毀損等の損害が生じても当社はその責任を負いません。

- (1) お客様が「1. お預かり入れできないもの」に掲げるものを預け入れた場合
- (2) 天災事変等の不可抗力による場合
- (3) 司法権等の発動により、関係官公署から預入品を押収または証拠品として提出を求められた場合
- (4) 第三者の行為による場合
- (5) その他、当社の責めに帰さない場合

## 7. 利用者の賠償責任

お客様の故意または過失により、もしくはお客様が本約款を遵守しないことにより、当社または第三者が損害を受けた場合は、その損害を賠償して頂きます。

## 8. 個人情報の取り扱いについて

器材預かりに際してお客様から取得した個人情報は、器材預かり業務以外には使用致しません。

## 9. 本契約内容の変更

本契約は、当社の判断で不定期に内容変更できるものとする。

私は、上記内容をよく読み、不明な点に対しては説明を受け、納得しました。

---

お名前

---

日付